

○農林水産省告示第百三十四号

畜産経営の安定に関する法律施行規則（昭和三十六年農林省令第五十八号）第四条第三号、第五条第二号及び第三号イ、第九条並びに第十条の規定に基づき、同規則第四条第三号の農林水産大臣が定める期限等を次のように定める。

平成二十九年一月二十五日

農林水産大臣 山本 有二

（負担金の納付期限）

第一条 肉用牛の生産者が支出する負担金（第四条及び第五条第一項において「肉用牛負担金」という。）についての畜産経営の安定に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第四条第三号の農林水産大臣が定める期限は、次の表の上欄に掲げる肉用牛の品種の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める期限とする。

品 種	期 限
一 黒毛和種	満二十五月齢に達する日の属する月の末日

二 褐毛和種	満二十二月齢に達する日の属する月の末日
三 前二号に掲げる品種以外の肉専用種（牛肉の生産を目的として飼養される牛であつて親の牛が乳用種（その雌牛が専ら搾乳を目的として飼養される牛の品種をいう。以下同じ。）でないものの品種をいう。以下同じ。）	満二十月齢に達する日の属する月の末日
四 交雑種（肉専用種と乳用種との交雑により生じた品種（この品種と乳用種との交雑により生じた品種を含む。）をいう。以下同じ。）	満二十二月齢に達する日の属する月の末日
五 乳用種	満十八月齢に達する日の属する月の末日

2

肉豚の生産者が支出する負担金についての規則第四条第三号の農林水産大臣が定める期限は、四月から六月まで（以下この項において「第一四半期」という。）並びに七月から九月まで、十月から十二月まで及び翌年一月から三月までの各区分による期間（以下この項において「その他の四半期」という。）ごとに、肉豚であつて独立行政法人農畜産業振興機構の理事長（以下「理事長」という。）が定めるものについて、第一四半期にあつては七月三十一日まで、その他の四半期にあつては当該その他の四半期の末日の末日とする。

3 理事長は、災害その他の理由により肉用牛又は肉豚の生産者による負担金の納付期限が前二項に規定する期限により難い場合には、前二項の規定にかかわらず、その期限を別に定めることができる。

(肉用牛の月齢)

第二条 規則第五条第二号の農林水産大臣が定める月齢は、満十七月とする。

(会社である肉用牛又は肉豚の生産者の要件)

第三条 規則第五条第三号イの農林水産大臣が定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する農地所有適格法人に該当する会社であること。

二 農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構がその総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を有している株式会社であること。

(肉用牛の品種の区分)

第四条 規則第九条第一項及び第十条第一項の農林水産大臣が定める品種の区分は、次の表の上欄に掲げる肉用牛の生産者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める品種の区分とする。

生産者	品種
<p>一 肉用牛負担金を独立行政法人農畜産業振興機構又は規則第四条第三号の農林水産大臣が指定する者(以下「積立金管理者」という。)(次号に掲げる者を除く。) )に対し支出している生産者</p>	<p>肉専用種 交雑種 乳用種</p>
<p>二 肉用牛負担金を積立金管理者(専ら岩手県の生産者に係る積立金の管理を行う者に限る。)に対し支出している生産者</p>	<p>肉専用種(日本短角種を除く。) 日本短角種 交雑種 乳用種</p>

(肉用牛の標準的販売価格及び標準的生産費の算出を行う都道府県の区域)

第五条 肉専用種についての規則第九条第一項及び第十条第一項の農林水産大臣が定める一又は二以上の都道府県の区域は、次の表の上欄に掲げる肉用牛の生産者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める都道

府県の区域とする。

生産者	区域
<p>一 積立金管理者（専ら北海道の生産者に係る積立金の管理を行う者に限る。）に対して肉用牛負担金を支出している生産者</p>	<p>北海道</p>
<p>二 積立金管理者（専ら青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県又は福島県の生産者に係る積立金の管理を行う者に限る。）に対して肉用牛負担金を支出している生産者</p>	<p>青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の区域を包括した区域</p>
<p>三 積立金管理者（専ら茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県又は静岡県が生産者に係る積立金の管理を行う者に限る。）に対して肉用牛負担金を支出している生産者</p>	<p>茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県及び静岡県の区域を包括した区域</p>
<p>四 積立金管理者（専ら新潟県、富山県、石川県又は福井県の生産者に係る積立金の管理を行う者に限る。）に対して肉用牛負担金を支出している生産者</p>	<p>新潟県、富山県、石川県及び福井県の区域を包括した区域</p>
<p>五 積立金管理者（専ら岐阜県、愛知県又は三重県の生産者に係る積立金の管理を行う者に限る。）に対して肉用牛負担金を支出している生産者</p>	<p>岐阜県、愛知県又は三重県の区域を包括した区域</p>

<p>六 積立金管理者（専ら滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県又は和歌山県の生産者に係る積立金の管理を行う者に限る。）に対して肉用牛負担金を支出している生産者</p>	<p>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域を包括した区域</p>
<p>七 積立金管理者（専ら鳥取県、島根県、岡山県、広島県又は山口県の実産者に係る積立金の管理を行う者に限る。）に対して肉用牛負担金を支出している生産者</p>	<p>鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県の区域を包括した区域</p>
<p>八 積立金管理者（専ら徳島県、香川県、愛媛県又は高知県の実産者に係る積立金の管理を行う者に限る。）に対して肉用牛負担金を支出している生産者</p>	<p>徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の区域を包括した区域</p>
<p>九 積立金管理者（専ら福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県又は鹿児島県の実産者に係る積立金の管理を行う者に限る。）に対して肉用牛負担金を支出している生産者</p>	<p>福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の区域を包括した区域</p>
<p>十 積立金管理者（専ら沖縄県の生産者に係る積立金の管理を行う者に限る。）に対して肉用牛負担金を支出している生産者</p>	<p>沖縄県</p>
<p>十一 独立行政法人農畜産業振興機構に対して肉用牛負担金を支出している生産者</p>	<p>これらの生産者のうち、その飼養する肉用牛（積立金の対象とされているものに限る。）の数が最大である者の主たる農場が所</p>

在する都道府県が属する前各号の下欄に定める都道府県の区域を包括した区域

2 肉専用種についての規則第十条第一項の農林水産大臣が定める一又は二以上の都道府県の区域は、次の表上欄に掲げる肉用牛の生産者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める都道府県の区域とする。

生 産 者	区 域
前項第一号から第十号までに掲げる生産者	当該生産者の主たる農場が所在する都道府県の区域
前項第十一号の生産者	これらの生産者のうち、その飼養する肉用牛（積立金の対象とされているものに限る。）の数が最大である者の主たる農場が所在する都道府県の区域

3 交雑種及び乳用種についての規則第九条第一項及び第十条第一項の農林水産大臣が定める一又は二以上の都道府県の区域は、全国一円とする。

（肉用牛の枝肉の規格に係る事項）

第六条 規則第九条第一項第一号の農林水産大臣が定める事項は、次に掲げるものとする。

一 部分肉歩留り

二 脂肪交雑

三 締まり及びきめ

四 脂肪以外の部分の色沢

五 脂肪の色沢及び質

(肉豚の品種の区分)

第七条 規則第九条第二項及び第十条第二項の農林水産大臣が定める品種の区分は、全ての品種をもつて一の区分とする。

(肉豚の枝肉の規格に係る事項)

第八条 規則第九条第二項第一号の農林水産大臣が定める事項は、次に掲げるものとする。

一 重量

二 均称

三 肉付



四 脂肪付着

五 仕上げ

六 縮まり及びきめ

七 脂肪以外の部分の色沢

八 脂肪の色沢及び質

九 脂肪の沈着

附 則

(施行期日)

1 この告示は、環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第百八号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に肥育されている肉用牛に係る第一条第一項の規定の適用については、同項中「

に定める期限」とあるのは「に定める期限又は施行日から起算して六月を超えない範囲内において理事長が定める期限のいずれか遅い日」とする。

3 施行日から起算して四月を経過する日までに到来する肉豚に係る負担金の納付期限については、第一条第二項の規定にかかわらず、当該日とする。

附則 (平成三〇年三月二六日農林水産省告示第六〇九号)

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

附則 (平成三〇年七月二三日農林水産省告示第一七〇四号)

この告示は、公布の日から施行する。

附則 (平成三〇年一月二七日農林水産省告示第二七三〇号)

この告示は、公布の日から施行する。

附則 (平成三一年三月二六日農林水産省告示第五五八号)

(施行期日)

1 この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の平成二十九年一月二十五日農林水産省告示第三百三十四号第五条の規定は、この告示の施行の日以後の期間に係る標準的販売価格及び標準的生産費の算出について適用し、同日前の期間に係る標準的販売価格及び標準的生産費の算出については、なお従前の例による。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この告示は、令和二年五月十三日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この告示による改正後の平成二十九年一月二十五日農林水産省告示第三百三十四号第五条の規定は、令和二年三月一日以後の期間（畜産経営の安定に関する法律施行規則第六条第一項に規定する期間をいう。）に係る標準的販売価格及び標準的生産費の算出について適用する。

